

第64回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年10月21日（木）17時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 10月20日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	45,132,148	728,192
イ ン ド	34,094,373	452,454
ブ ラ ジ ル	21,664,879	603,855
英 国	8,581,278	139,265
ロ シ ア	7,936,798	221,314
ト ル コ	7,714,349	68,060
フ ラ ン ス	7,196,754	118,272
イ ラ ン	5,809,967	124,423
ア ルゼンチン	5,274,766	115,737
ス ペ イ ン	4,990,767	87,051
そ の 他	93,156,203	2,254,276
合 計	241,552,282	4,912,899

※194の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表10月19日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	377,264	3,108
大 阪	201,867	3,030
神 奈 川	168,724	1,297
埼 玉	115,469	1,027
愛 知	106,096	1,153
千 葉	100,204	1,020
兵 庫	78,165	1,394
福 岡	74,324	620
北 海 道	60,631	1,469
沖 縄	50,088	365
そ の 他	378,154	3,655
合 計	1,710,986	18,138

※チャーター便帰国者15名、空港検疫4,363名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(10月20日17時45分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	377,305人
入院	280人
軽症・中等症	253人
重症	27人
宿泊療養	66人
自宅療養	172人
入院・療養等調整中	158人
死亡	3,113人
退院等(療養期間経過を含む)	373,516人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 377,302名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上。
- ・「入院・療養等調整中」は、当日の新規陽性者及び前日までの陽性者のうち、入院・宿泊療養・自宅療養の調整中や保健所間の移管手続中の陽性者等の人数
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 6月10日 第68回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 6月16日 第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 6月17日 第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月 8日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月30日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月 5日 第72回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月12日 第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 8月17日 第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月24日 第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 8月25日 第75回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月27日 第6回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 9月 3日 第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 8日 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 9日 第76回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 9月28日 第77回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 10月 8日 第78回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 10月15日 第79回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月30日 第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 8月17日 第61回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月 9日 第62回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月28日 第63回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年8月31日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月12日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月30日まで延長)
- ・東京都におけるリバウンド防止措置の実施
(外出時における感染防止策等の要請、施設の使用制限等、令和3年10月1日零時から10月24日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(8月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(8月3日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(9月16日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同取組実施(9月29日)

【都民安全推進本部】

- ・ 繁華街を訪れている若者に対し外出自粛への協力を呼びかけ

【総務局】

- ・ 繁華街を訪れている都民に対し外出自粛への協力等の呼びかけの実施
- ・ 車両を活用した広報活動を実施【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局・都市整備局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種(6月25日～)
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
(緊急事態措置期間(7月12日～9月30日)、要請:1,480店舗、命令:91店舗)
- ・ 都内で開催される大規模イベントに係るワクチン・検査パッケージの技術実証(実施主体:国)に、都として同意(10月13日)

【デジタルサービス局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、7月12日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイト及びSNS（Twitter）にて、モニタリング会議の英語版資料（福祉保健局作成）を紹介
- ・広報東京都8月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、感染防止対策について掲載
- ・新聞一般紙6紙及びスポーツ紙3紙に「STAY HOME」を呼びかける広告を順次掲載（7月29日～8月1日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布
- ・広報東京都9月号で、緊急事態宣言発令中の呼びかけ、感染防止対策、感染症に対応した支援、感染症に関する情報（ワクチンの接種）、相談窓口について掲載
- ・東京都公式Twitterアカウント等で、ターゲットに応じたワクチンに関する情報等について、マンガを通じた展開を開始（9月3日～）
- ・新聞一般紙6紙にパラマソンの自宅での観戦を呼びかける広告を掲載（9月4日）
- ・私立学校の児童生徒等の感染が確認された際に、当該感染者と接触があった児童生徒等のPCR検査を速やかに実施できる体制を整備
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、ワクチンの副反応に関するチラシを「やさしい日本語」で作成・配布
- ・広報東京都10月号で、抗体カクテル療法の取り組み、医療提供体制の確保、感染症の影響を受けた方への支援、ワクチン接種の推進、相談窓口について掲載
- ・スポーツ紙4紙にワクチン接種を啓発する広告を掲載（10月2・3・16・17日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、10月1日からのリバウンド防止措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、予約無しで接種可能な大規模接種会場の案内チラシを「やさしい日本語」及び英語で発信

【都市整備局】

- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時（10月1日から21時）以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時（10月1日から21時）以降の消灯についてお願い

【住宅政策本部】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大、また随時募集において新たな団地を追加毎月募集においては、令和3年10月～12月の戸数360戸（うち60戸は若年夫婦・子育て世帯を対象）（令和3年1月～12月累計1,400戸（うち毎月募集1,080戸、随時募集320戸））

【病院経営本部】

- ・ 都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・ 区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（10月15日時点 延2,270人）
- ・ 多摩総合医療センターに、ワクチンの大規模接種会場を開設（7月26日～）
- ・ 「酸素・医療提供ステーション（救急型）」の運用を開始（8月14日～）
- ・ 「酸素・医療提供ステーション（病院型）」を4病院に設置（8月21日以降順次設置）

【産業労働局】

- ・ 「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・ 「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・ テレワーク実施率の調査結果（7月）を公表（8月6日）
- ・ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（8月17日）
- ・ 「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の対象施設の追加について公表（8月17日）
- ・ 「東京都中小企業者等月次支援給付金（7・8月分）」の申請受付開始（9月1日）
- ・ テレワーク実施率の調査結果（8月）を公表（9月3日）
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（9/1～9/30実施分）」早期支給分の申請受付開始（9月13日）
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/31実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・ 「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・ 「営業時間短縮を行う大規模施設に対する協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（10/1～10/24実施分）」について公表（9月30日）
- ・ テレワーク実施率の調査結果（9月）を公表（10月7日）
- ・ 「東京都中小企業者等月次支援給付金（10月分）」の申請受付開始について公表（10月13日）
- ・ 「テイクアウト専門店出店支援」の開始について公表（10月13日）
- ・ 「一時支援金等受給者向け緊急支援事業」の実施について公表（10月13日）
- ・ 「飲食事業者向け業態転換支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（10月13日）
- ・ 観光関連事業者に対する新たな支援等の実施について公表（10月13日）

【産業労働局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る「雇用環境整備促進奨励金」の申請受付期間延長について公表(10月13日)
- ・ 「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」の実施について公表(10月13日)
- ・ 「小規模テレワークコーナー設置促進助成金」第2期募集開始について公表(10月13日)
- ・ 「第2回 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の申請受付開始(10月13日)
- ・ 「中小企業等による感染症対策助成事業」の申請受付期間等の延長について公表(10月13日)
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/31実施分）」の申請受付期間延長について公表（10月14日）
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（9/1～9/30実施分）」の申請受付開始（10月14日）
- ・ 「東京都中小企業者等月次支援給付金（9月分）」の申請受付開始（10月15日）
- ・ 「新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止め・休業等に関する電話特別相談」の実施について公表(10月15日)

【中央卸売市場】

- ・ 市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3.9支払い分まで→R4.3支払い分まで延長）

【建設局】

- ・ 都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）
- ・ 都立公園における飲食等の臨時出店の運用を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）

【港湾局】

- ・ 臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）
- ・ 海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）

【交通局】

- ・ 「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

【水道局・下水道局】

- ・ 水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和4年3月31日まで延長

【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、検査機関で分析を実施

【教育庁】

- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間再延長に伴い、夏季休業明けについての教育活動の留意事項及び感染症対策の一層の徹底等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（8月17日）
- ・都立学校における、夏季休業明けの教育活動実施に向けたデルタ株に対する感染症対策の取組の強化等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（8月24日）
- ・都内全公立学校で児童・生徒及び教職員等の感染が判明した場合、学校において濃厚接触者相当の者を特定し、PCR検査を9月1日から実施（区市町村立学校も対象）（8月27日）
- ・高校生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知（8月31日）
- ・都立学校における感染症対策の更なる徹底のため、デルタ株対応の感染症対策チェックリストを配布（区市町村には都の感染症チェックリストを参考送付）（8月31日）
- ・都立学校における、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置を整理（9月1日）（区市町村には都の措置を参考に周知）
- ・文部科学省から都内公立学校向けに抗原簡易キットが配布されることに伴い、各都立学校へ活用を依頼（9月7日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴い、校内の感染症対策の強化と一層の徹底等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月9日）
- ・中学3年生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知（区市町村立学校も周知）（9月17日）
- ・12歳以上の児童・生徒が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知（区市町村立学校も周知）（9月24日）
- ・リバウンド防止期間中における、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月28日）

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

基本的対策徹底期間における対応（案）

令和3年10月21日
東京都

1. 基本的対策徹底期間における対応（案）

（1）区 域

都内全域

（2）期 間

令和3年10月25日（月曜日）0時から11月30日（火曜日）24時まで

※12月1日（水曜日）以降の対応等の内容については、別途、決定

（3）対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）は終了
- ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・適切な感染防止策が講じられていることを前提に、必要な規模要件（人数上限・収容率）に応じた開催を要請 等

2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼する。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等を活用することを推奨・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">●上記の店舗に共通の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● 大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学 校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	

(3) イベントの開催制限 (令和3年10月31日(日) 0時から)

※10月25日～10月30日の取扱いは、9月28日公表のリバウンド防止措置期間の取扱いを参照

- イベント主催者等に対して、**規模要件等(人数上限・収容率等)**に沿った開催を要請(法第24条第9項)

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合(※2)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声での歓声、声援等が想定される場合(※2)	収容定員の半分まで可		

(大声での歓声等がないことを前提としうる場合) クラシック音楽、演劇等 (大声での歓声等が想定される場合) ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m)を確保 ※2 実態に照らし、個別具体的に判断

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- 感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」(11月1日以降)又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

(4) 職場への出勤等

- テレワーク等の推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

第6波に向けた医療・療養体制

医療機関

(入院重点医療機関等)

確保病床 **6,651**床 増床

回復期
支援病床 **1,785**床 増床



臨時の医療施設等

緊急
対応 入院待機
ステーション **46**床 増床

中等症Ⅱ
～軽症 酸素・医療提供
ステーション など **720**床 最大 増床

第6波に向けて、
さらに医療・療養体制を
拡充していく

合計 **約9,200**床

(第5波と比べ **約1,450**床
増加見込み)

第6波に向けた宿泊療養の体制

施設使用率の向上

運用の見直し

- 施設への受入時間帯を拡大
- 食事時間帯を複数設定 など

機能の分化・強化

- 医療・看護度が高い施設とリモート診療対応の施設に機能分化
- 中和抗体薬の投与を受けた患者の受入れ。酸素投与の実施

新たな対策

- 陽性判明後、患者自らが
申込可能な電話窓口を設置

宿泊療養を希望する患者が、
早期に入所できる仕組みを構築

速やかな入所の促進

- 更なる規模の拡大も目指す

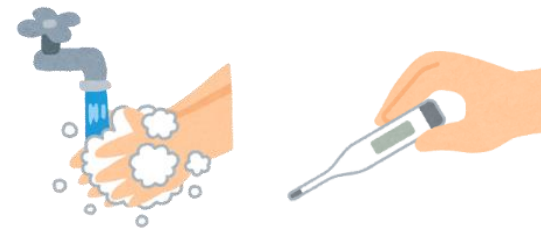
第6波に向けた自宅療養の支援

安心して自宅療養していただく支援策を拡充

- ビデオ通話システムを活用した**オンライン・電話診療**
- **往診を行う拠点病院**を設置
- **パルスオキシメータ**を必要量確保
- **酸素濃縮装置**を追加確保
- 重症化リスクの低減のため**中和抗体薬**を投与 など

学校の対応

✓ 基本的な**感染防止対策を一層徹底**



✓ 陽性者発生時のPCR検査の活用（継続実施）

✓ 抗原簡易キットの活用（継続実施）

✓ **教育活動に取り組む上で、PCR
検査を活用できる体制を整備（新規）**



新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組

-未曾有の感染を乗り越えて-

- 東京における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況と都の対策を、**第Ⅰ期から第Ⅳ期**に分けて整理
- 積み重ねた知見や経験を、今後「**新たな感染の波**」が生じた場合**への対策**に活かしていく

これまでの主な対策

- ✓ 検査の戦略的展開
- ✓ 新型コロナワクチン接種の推進
- ✓ 病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養のフォローアップ
- ✓ 飲食店等への「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト、「コロナ対策リーダー」の取組支援
- ✓ 踏み込んだ休業要請・時短要請（協力金支給）